

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第 18 号

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 37 年 3 月 31 日」を「令和 17 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。